

2020 年 10 月 1 日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号

株式会社日本製鋼所

代表取締役社長 宮内 直孝



当社は、2020 年 7 月 21 日付でニチュマシナリー株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ニチュマシナリー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。

本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の定めに従い、下記のとおり所定の事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

ニチュマシナリー株式会社は、当社の完全子会社のため、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

ニチュマシナリー株式会社は、当社の完全子会社のため、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

ニチュマシナリー株式会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

ニチュマシナリー株式会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 8 月 6 日付の官報により債権者に対する公告を行い、その知れたる債権者に対しては個別の催告を行いました。所定の期間内に会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、本合併をやめることの請求をすることはできません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定に基づき、2020 年 8 月 6 日付の電子公告により株主に対して公告を行いました。なお、本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、当社の株主は、株式の買取を請求することはできません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 8 月 6 日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、所定の期間内に会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2020 年 10 月 1 日をもって、ニチュマシナリー株式会社から資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2020 年 10 月 1 日付で本合併による変更登記申請を行いました。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

以 上

2020 年 8 月 6 日

吸収合併に関する事前開示書面

滋賀県近江八幡市安土町西老蘇 8 番地の 1

ニチュマシナリー株式会社

代表取締役社長 重野由行



当社は、株式会社日本製鋼所（以下「日本製鋼所」といいます）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うにあたり、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 の「合併契約書」のとおりです。

2. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る事項

株式会社日本製鋼所は、当社の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号に係る事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

①鉄鋼事業の吸収分割

日本製鋼所は、2020 年 1 月 28 日開催の取締役会決議に基づき、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、同社の素形材・エネルギー事業並びに風力発電機器保守サービスの技術部門を会社分割（簡易吸収分割）により、同社の連結子会社である日鋼 MEC 株式会社に承継しております。

②連結子会社の吸収合併

日本製鋼所は、2019年12月18日開催の取締役会決議に基づき、同社を吸収合併存続会社、同社の連結子会社である株式会社名機製作所を吸収合併消滅会社として、2020年4月1日付で吸収合併しております。

③重要な事業譲渡

日本製鋼所は、2020年2月18日開催の取締役会において、ブルックハルトジャパン株式会社に同社の圧縮機事業を事業譲渡することを決議し、2020年4月17日に譲渡しております。

④多額な資金の借入

日本製鋼所は、2020年1月28日開催の取締役決議に基づき、2020年3月31日に株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結し、2020年4月7日に10,000百万円の借入を実行しております。

5. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

- (2) 最終事業年度がないときは、吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表
該当事項はありません。

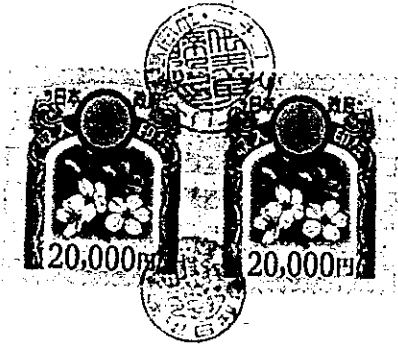
6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後における株式会社日本製鋼所の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。
また、本合併後における株式会社日本製鋼所の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、株式会社日本製鋼所の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上のことから、本合併後における株式会社日本製鋼所の債務について、履行の見込みはあるものと判断いたします。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、会社法施行規則第182条第1項第1号から第5号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
変更が生じた際に、別紙として追加いたします。

以上



合併契約書

本店住所を東京都品川区大崎一丁目11番1号とする株式会社日本製鋼所（以下「甲」という。）と本店住所を滋賀県近江八幡市安土町西老蘇8番地1とするニチユマシナリー株式会社（以下「乙」という。）は、合併に関して次の通り本契約を締結する。

（合併の方法）

- 第1条 甲及び乙は、合併（以下、「本合併」という。）し、甲は存続し、乙は解散する。
2. 甲は、会社法第796条第2項本文及び同第795条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
3. 乙は、会社法第784条第1項本文及び同第783条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（効力発生日）

- 第2条 本合併の効力発生日（以下、甲は「効力発生日」という。）は、2020年10月1日とする。ただし、本合併の手續の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

（株式等の割当て）

- 第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

- 第4条 甲は、本合併によりその資本金及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

- 第5条 乙は、2020年9月30日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に承継する。

（善管注意義務）

- 第6条 甲及び乙は、本契約の締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもって各々の業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行う。

（従業員の引継ぎ）

- 第7条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員（乙の前株主である三菱ロジスネクスト株式会社からの在籍出向者を除く）を甲の従業員として引き継ぐ。
2. 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数その他の事項については、甲乙別途協議して定める。

（解散費用）

- 第8条 甲は、効力発生日以降において乙の解散に必要なすべての費用を負担する。

（合併条件の変更又は解除）

- 第9条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（協議事項）

- 第10条 本契約に定めるものの他、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを定める。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲は原本を保管し、乙はその写しを保管する。

2020年7月21日

甲： 東京都品川区大崎一丁目11番1号
株式会社日本製鋼所
代表取締役社長 宮内 直孝



乙： 滋賀県近江八幡市安土町西老蘇8番地1
ニチユマシナリー株式会社
代表取締役社長 重野 由行



JSW

第94回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

※ 末尾の会場ご案内図をご参照ください。

郵送・インターネット等による議決権行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時45分

○新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

○株主総会会場にご来場を予定される株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患のある方、体調がすぐれない方はご来場を見合わせることをご検討ください。

当日の会場ではマスクの常時着用等、ご自身及び周囲への感染予防にご協力をお願いいたします。

○今後の状況次第では、開催時間短縮や入場者数の制限等、運営方法を見直す可能性もございます。

詳細については、当社ホームページ（<https://www.jsw.co.jp/>）をご確認ください。

目次

第94回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	13
第4号議案 社外取締役の報酬総額改定の件	15
（添付書類）	
事業報告	16
連結計算書類	52
計算書類	54
監査報告書	56

 株式会社 日本製鋼所

証券コード：5631

証券コード 5631
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
株式会社 **日本製鋼所**
代表取締役社長 宮 内 直 孝

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権行使をご検討いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場にご来場を予定される株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患のある方、体調がすぐれない方はご来場を見合わせることをご検討ください。当日の会場ではマスクの常時着用等、ご自身及び周囲への感染予防にご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況次第では、開催時間短縮や入場者数の制限等、運営方法を見直す可能性もございます。株主様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウエストタワー
地下1階 ゲートシティホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第94期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 社外取締役の報酬総額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

(お 願 い) ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。)

(お知らせ) ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.jsw.co.jp/>) に掲載しております。

(1) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

(2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ (<https://www.jsw.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（5頁から15頁まで）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2020年6月24日（水曜日）午前10時

会場 ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 代理人によるご出席について

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人にご指定のうえ、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2020年6月23日（火曜日）午後5時45分到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2020年6月23日（火曜日）午後5時45分まで

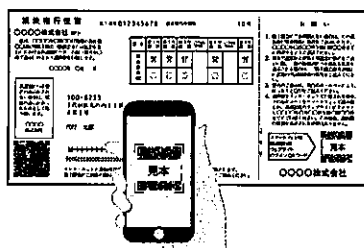
詳細は次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

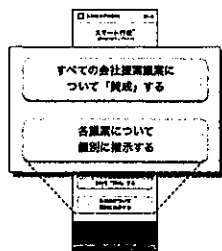
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

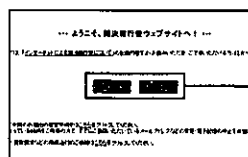
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

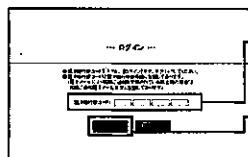
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。 ▼「アクセス用QRコード」



「次へすすむ」をクリック

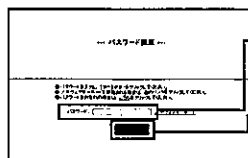
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としております。また、企業価値及び株主価値の向上のため、現有事業の安定的な収益力の確保と新事業・新製品伸長に向けた設備投資、研究開発投資を進めるほか、財務体質の改善にも努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当について、期間業績に応じるほか、株主に対する責務との認識も踏まえ、期末配当に加えて中間配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針を勘案し、1株につき17.5円といたしたいと存じます。

これにより、中間期末の配当27.5円と合わせた年間配当は、45円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17.5円 総額1,286,757,798円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。また、各取締役候補者に関する事項は、7頁から12頁に記載のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	備 考
1	みや うち なお たか 宮 内 直 孝	再 任
2	まつ お とし お 松 尾 敏 夫	再 任
3	しば た たかし 柴 田 尚	再 任
4	で ぐち じゅんいちろう 出 口 淳一郎	再 任
5	いわ もと たか し 岩 本 隆 志	再 任
6	きく ち ひろ き 菊 地 宏 樹	新 任
7	で がわ さだ お 出 川 定 男	再 任 社外取締役候補者 独立役員
8	なか にし よし ゆき 中 西 義 之	新 任 社外取締役候補者 独立役員
9	みつ い ひさ お 三 井 久 夫	新 任 社外取締役候補者 独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 7頁から12頁の各取締役候補者に関する事項に記載している取締役会の開催回数には、書面決議は含んでおりません。

候補者
番号

1

みや うち なお たか
宮 内 直 孝

再任

- 生年月日：1958年1月30日生
- 取締役会への出席状況：100%（15/15回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年4月 当社入社	2016年4月 当社特機本部管掌、機械事業部長
2011年4月 当社広島製作所副所長	2016年6月 当社取締役常務執行役員
2013年4月 当社執行役員、広島製作所長	2017年4月 当社代表取締役社長（現任）
2015年4月 当社常務執行役員、産業機械事業部副事業部長（機械事業ユニット長）	
- 所有する当社の株式の数：16,077株
- 重要な兼職の状況：－

■ 取締役候補者とした理由

宮内直孝氏は、産業機械事業分野の経営に携わった後、2017年4月から代表取締役社長として当社グループの重要事項の意思決定、業務執行の監督の役割を担い、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。引き続き、当社グループ全体を牽引し、企業価値を持続的に向上させていくことに適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

2

まつ お とし お
松 尾 敏 夫

再任

- 生年月日：1962年3月6日生
- 取締役会への出席状況：93.3%（14/15回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年4月 当社入社	2017年6月 当社取締役常務執行役員
2013年4月 当社広島製作所副所長	2020年4月 当社代表取締役副社長（現任）、安全保障輸出管理管掌（現任）、樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部管掌（現任）、名機製作所担当（現任）
2015年4月 当社広島製作所長	
2016年4月 当社執行役員	
2017年4月 当社常務執行役員、成形機事業部長、広島製作所管掌	
- 所有する当社の株式の数：8,327株
- 重要な兼職の状況：－

■ 取締役候補者とした理由

松尾敏夫氏は、長年産業機械事業分野に携わり、広島製作所長として製造現場での広範囲にわたる管理運営を担った後、2017年4月に成形機事業部長に就任してからは同事業全体の管理運営を担うなど、同事業分野における卓越した技術的知見と経験、実績を有しております。また、2020年4月からは代表取締役副社長として経営全般にわたる経験も有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

3

しば た
柴 田たかし
尚

再任

■ 生年月日：1958年9月17日生

■ 取締役会への出席状況：100%（15/15回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年 4月 当社入社

2011年 4月 当社室蘭製作所副所長

2013年 4月 当社執行役員、室蘭製作所長

2015年 4月 当社常務執行役員

2016年 4月 当社風力室管掌、鉄鋼事業部長

■ 所有する当社の株式の数：9,689株

■ 重要な兼職の状況：一

2016年 6月 当社取締役常務執行役員（現任）

2017年10月 当社新事業推進本部長（現任）

2018年 4月 当社技術・品質担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

柴田尚氏は、長年素形材・エネルギー事業分野に携わり、鉄鋼事業部長として同事業全体の管理運営を担った後、2017年10月から新事業推進本部長として新事業の育成に取り組んでおり、豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、当社グループの技術・品質の更なる向上を図るとともに、新事業推進本部の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

で ぐち じゅんいちろう
出 口 淳一郎

再任

■ 生年月日：1958年9月2日生

■ 取締役会への出席状況：100%（15/15回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月 当社入社

2013年 4月 当社室蘭製作所副所長

2015年 4月 当社執行役員、鉄鋼事業部副事業部長

2017年10月 当社人事教育部長

2018年 4月 当社CSR・リスク管理担当（現任）、安全保障輸出管理担当（現任）、安全衛生管理・環境管理担当（現任）、秘書室・総務部管掌

■ 所有する当社の株式の数：8,655株

■ 重要な兼職の状況：一

2018年 6月 当社取締役執行役員

2018年 7月 当社総務部担当（現任）、秘書室長（現任）

2019年 4月 当社取締役常務執行役員（現任）

2020年 4月 当社CISO（現任）、情報システム室・人事教育部担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

出口淳一郎氏は、長年素形材・エネルギー事業分野に携わり、鉄鋼事業部副事業部長として広範囲な管理運営を担った後、2017年10月に人事教育部長に就任してからは、当社グループの人事・労務の管理運営を担うなど、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。

候補者
番号

5

いわもと たかし
岩 本 隆 志

再任

- 生年月日：1959年5月8日生
- 取締役会への出席状況：100%（15/15回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1983年 4 月 当社入社	2018年 6 月 当社取締役執行役員
2013年 4 月 当社室蘭製作所副所長	2020年 4 月 当社取締役常務執行役員（現任）、日
2016年 4 月 当社執行役員、室蘭製作所長	本製鋼所M&E株式会社代表取締役社
2017年10月 当社鉄鋼事業部長	長（現任）
- 所有する当社の株式の数：6,329株
- 重要な兼職の状況：－
- 取締役候補者とした理由

岩本隆志氏は、長年素形材・エネルギー事業分野に携わり、室蘭製作所長として製造現場を含め広範囲の管理運営を担い、2017年10月に鉄鋼事業部長に就任してからは、同事業全体の管理運営も担うなど、豊富な経験と実績を有しております。また、2020年4月からは日本製鋼所M&E株式会社の代表取締役社長として同社の経営全般にわたる経験も有しており、これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

6

きくち ひろき
菊 地 宏 樹

新任

- 生年月日：1961年5月12日生
- 取締役会への出席状況：－
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1985年 4 月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行	2015年 7 月 当社総務部長
2009年 4 月 株式会社三井住友銀行八王子法人営業部長	2016年 4 月 当社秘書室長
2012年 4 月 同行日本橋東法人営業部長	2018年 4 月 当社執行役員（現任）
2015年 4 月 当社入社	2018年 7 月 当社経営企画室長（現任）
	2020年 4 月 当社CFO（現任）、経理部担当（現任）、事業開発室長（現任）
- 所有する当社の株式の数：4,143株
- 重要な兼職の状況：－
- 取締役候補者とした理由

菊地宏樹氏は、金融機関における営業の職務経験に加え、当社入社後は総務部長、秘書室長、経営企画室長などを歴任した後、2020年4月からはCFO、経理部などを担当し、企業経営全般にわたる豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。

候補者
番号

7

で がわ さだ お
出 川 定 男

再任

社外取締役候補者

独立役員

- 生年月日：1951年7月20日生
- 取締役会への出席状況：100%（15/15回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1977年 4 月	石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）入社	2016年 4 月	同社取締役（2016年6月退任）
2009年 6 月	同社取締役執行役員	2016年 6 月	同社顧問（2020年6月退任予定）
2011年 4 月	同社取締役常務執行役員	2016年 6 月	西芝電機株式会社社外取締役（2020年3月退任）
2012年 4 月	同社代表取締役副社長	2018年 6 月	当社取締役（現任）
2015年10月	同社代表取締役副社長兼副社長執行役員（2016年3月退任）		
- 所有する当社の株式の数：1,950株
- 重要な兼職の状況：－

■ 社外取締役候補者とした理由

出川定男氏は、国際的な製造業の経営経験者で、豊富な企業経営の実績を備えております。引き続き、技術的知見を取締役に反映していただくとともに、独立した客観的立場から、当社経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

出川定男氏は、当社の取引先である株式会社IHIの代表取締役副社長兼副社長執行役員を2016年3月まで務め、同社の取締役を2016年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.2%と僅少であります。

したがって、出川定男氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 出川定男氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 出川定男氏が2016年6月まで取締役として在任しておりました株式会社IHIが、遅くとも2009年1月以降、民間航空機エンジンの整備事業に関し、国土交通省の基準に違反する不適切な行為を行っていた事実が判明しました。同社は2019年4月9日、国土交通省より業務改善命令を受けました。出川定男氏は同社取締役在任中、豊富な経験と高い見識に基づき、平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。
3. 出川定男氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は出川定男氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

8

なか にし よし ゆき
中 西 義 之

新任

社外取締役候補者

独立役員

■ 生年月日：1954年11月3日生

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 取締役会への出席状況：一

■ 重要な兼職の状況：DIC株式会社取締役会長

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月	大日本インキ化学工業株式会社（現 DIC株式会社）入社	2012年 4月	同社代表取締役社長執行役員 （2017年12月退任）
2010年 4月	DIC株式会社執行役員	2018年 1月	同社取締役会長（現任）
2011年 6月	同社取締役執行役員	2020年 6月	株式会社IHI社外取締役（就任予定）

■ 社外取締役候補者とした理由

中西義之氏は、国際的な製造業の経営経験者で、製品戦略企画、技術開発、製造現場などの広範囲にわたる管理運営を経験し、豊富な企業経営の実績を備えております。経営的知見を取締役に反映していただくとともに、独立した客観的立場から、当社経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

中西義之氏は、当社の取引先であるDIC株式会社の代表取締役社長執行役員を2017年12月まで務め、現在は同社取締役会長を務めておりますが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、中西義之氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 中西義之氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 中西義之氏の選任が承認された場合、当社は中西義之氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
3. 中西義之氏は、2020年6月25日開催の株式会社IHIの第203回定時株主総会で同社社外取締役に就任予定であります。

候補者
番号

9

みつ い ひさ お
三 井 久 夫

新任

社外取締役候補者

独立役員

■ 生年月日：1953年2月20日生

■ 取締役会への出席状況：—

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年4月 花王石鹼株式会社（現 花王株式会社）入社

2006年6月 花王株式会社執行役員

2010年6月 同社取締役執行役員

2012年6月 同社取締役常務執行役員（2014年3月退任）

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 重要な兼職の状況：—

2015年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構
監事（2019年6月退任）2020年6月 株式会社リブドゥコーポレーション
社外監査役（就任予定）

■ 社外取締役候補者とした理由

三井久夫氏は、国際的な製造業の経営経験者で、豊富な企業経営の実績を備えております。経営的知見を取締役に反映していただくとともに、独立した客観的立場から、当社経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

三井久夫氏は、当社の取引先である花王株式会社の取締役常務執行役員を2014年3月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、三井久夫氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 三井久夫氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 三井久夫氏の選任が承認された場合、当社は三井久夫氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
3. 三井久夫氏は、2020年6月25日開催の株式会社リブドゥコーポレーションの第56回定時株主総会で同社社外監査役に就任予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 増田格氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

み さわ ひろ し
三 澤 浩 司

新任

社外監査役候補者

独立役員

■ 生年月日：1957年5月20日生

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 重要な兼職の状況：三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社監査役

■ 略歴及び当社における地位

1981年4月	三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社	2016年4月	三井住友信託銀行株式会社監査役（2017年3月退任）
2008年7月	中央三井アセット信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）執行役員	2017年4月	同社顧問（2017年6月退任）
2011年2月	同社常務執行役員	2017年6月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役会副議長兼取締役監査委員（2019年6月退任）
2012年4月	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員	2019年6月	三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社監査役（現任）
2012年7月	同社顧問（2012年9月退任）		
2012年10月	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社取締役副社長（2016年3月退任）		

■ 社外監査役候補者とした理由

三澤浩司氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられるほか、経営者及び監査役経験もあることから、その経験と見識をもとに、当社の経営全般に対し中立的かつ客観的立場から監査意見を述べていただけると判断し、社外監査役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

三澤浩司氏は、当社と取引関係のある金融機関出身ですが、直近事業年度末における当社の総資産に対する借入金の比率は約19%と低いうえ、当社は複数の金融機関との間で取引の分散化・平準化を行っており、直近事業年度末における当該金融機関からの借入が借入総額に占める割合は9.5%と他の金融機関に比して著しく高いものではありません。

また、三井住友信託銀行株式会社は当社の株主ですが、その議決権保有比率は2.2%であります。

したがって、三澤浩司氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三澤浩司氏は社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。三澤浩司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考) 株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

- ①当社を主要な取引先とする者^{*1}またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先^{*2}またはその業務執行者
- ③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
- ④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑥過去3年間に於いて上記①～⑤に該当していた者
- ⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者^{*3}に限る）の配偶者または二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

- ※1 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
- ※2 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- ※3 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

第4号議案 社外取締役の報酬総額改定の件

当社の取締役の報酬総額は、2018年6月26日開催の第92回定時株主総会において、年額4億8,000万円以内（うち社外取締役の報酬総額は年額3,500万円以内）としてご承認いただき今日に至っております。

今般、コーポレート・ガバナンスの強化に伴う取締役会の構成の変化など諸般の事情を考慮し、本総会第2号議案（取締役9名選任の件）が原案どおり承認可決され、社外取締役の員数が2名から3名に増員されることを条件として、取締役の報酬総額（年額4億8,000万円以内）は変更せずに、社外取締役の報酬総額のみを年額3,500万円以内から年額5,000万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、上記の取締役の報酬総額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、賞与につきましても、従来どおり年額4億8,000万円の報酬枠の範囲内にて支給することといたします。

また、現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となり、取締役の員数には変更ありません。

以 上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における海外経済は、米中貿易摩擦の影響を主要因とした米国製造業の停滞や中国経済の減速に加え、英国のEU離脱や中東における地政学リスクの高まりなど、景気減速が強まる状況が続きました。わが国経済も、海外経済の減速に伴い輸出は低迷し、内需においては消費増税の影響が見られるなど、景気は低調に推移しました。さらに、第4四半期には、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が抑制され、製造業の操業停止、物流停滞や渡航制限が生じ、わが国を含む世界全体で景気が急速に悪化しました。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では、自動車分野向け樹脂製品の需要減速や中国での車載用リチウムイオン電池素材の市場停滞が続き、素形材・エネルギー事業では、大型鋳鍛鋼品の市場規模縮小に加え、天然ガスの需要拡大に伴い回復が期待されたクワッド鋼板・鋼管においても価格競争が激化するなど、厳しい状況が続きました。

このような状況のもとではありますが、当社グループでは「産業機械で『成長』、素形材・エネルギーは『新生』」をコンセプトとして掲げ、2018年5月に策定した2021年3月期までの3ヵ年の中期経営計画（JGP2020）に沿って、①経営資源の最適化とアライアンスの強化、②アフターサービス（ストック型ビジネス）の強化、③新事業探索、育成の活性化の3つを基本方針とした事業活動を推進してまいりました。

当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、素形材・エネルギー事業は増加したものの、産業機械事業が減少し、2,115億71百万円（前年同期比2.1%減）となりました。売上高は、産業機械事業及び素形材・エネルギー事業が共に前年同期並みの実績を確保し、2,175億27百万円（前年同期比1.2%減）となりました。損益面では、営業利益は187億9百万円（前年同期比23.0%減）、経常利益は199億7百万円（前年同期比28.7%減）となりました。また、前連結会計年度は固定資産売却による特別利益を計上した一方、当連結会計年度は株式市場全体の株価下落により投資有価証券評価損を計上したこと及び既設の風力発電機の保守・補修等のメンテナンス事業における追加費用として事業再構築引当金繰入額を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は93億10百万円（前年同期比53.4%減）となりました。

事業のセグメント別の状況は次のとおりであります。

（産業機械事業）

受注高は、樹脂製造・加工機械及び成形機が減少したことから、1,626億51百万円（前年同期比7.5%減）となりました。

売上高は、樹脂製造・加工機械が増加したものの、成形機及びFPD装置が減少したことから、1,714億16百万円（前年同期比1.3%減）となりました。

営業利益は、売上製品構成の変化などにより、192億72百万円（前年同期比18.3%減）となりました。

（索形材・エネルギー事業）

受注高は、鋳鍛鋼製品及びクラッド鋼板・鋼管が共に増加したことから、449億91百万円（前年同期比31.8%増）となりました。

売上高は、鋳鍛鋼製品及びクラッド鋼板・鋼管が共に前年同期並みの実績を確保し、414億18百万円（前年同期比0.4%増）となりました。

営業利益は、減価償却費の増加などにより、24億84百万円（前年同期比7.1%減）となりました。

（その他事業）

受注高は39億28百万円、売上高は46億91百万円、営業損失は1億46百万円となりました。

(事業別受注高)

部 門	第93期 (前連結会計年度) (2018年度)		第94期 (当連結会計年度) (2019年度)		増減 (百万円)
	金額 (百万円)	比率 (%)	金額 (百万円)	比率 (%)	
産業機械事業	175,757	81	162,651	77	△13,105
素形材・ エネルギー事業	34,123	16	44,991	21	10,867
その他事業	6,274	3	3,928	2	△2,346
合 計	216,155	100	211,571	100	△4,584

(事業別売上高)

部 門	第93期 (前連結会計年度) (2018年度)		第94期 (当連結会計年度) (2019年度)		増減 (百万円)
	金額 (百万円)	比率 (%)	金額 (百万円)	比率 (%)	
産業機械事業	173,648	79	171,416	79	△2,231
素形材・ エネルギー事業	41,251	19	41,418	19	166
その他事業	5,252	2	4,691	2	△561
合 計	220,153	100	217,527	100	△2,626

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、105億85百万円であります。その主なものは、広島製作所及び室蘭製作所の機械加工設備等の維持更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

当社は、2019年4月1日付で、当社の100%子会社である日鋼情報システム株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

なお、当社は、当連結会計年度後の2020年4月1日を効力発生日として、素形材・エネルギー事業並びにその他事業に含まれる風力発電機器保守サービスの技術部門を、吸収分割により、当社100%子会社である日鋼MEC株式会社に承継しております。また、日鋼MEC株式会社は同日付で、いずれも当社の100%子会社である株式会社日鋼機械センター、日鋼検査サービス株式会社、株式会社J-Winの3社を消滅会社とする吸収合併を行い、商号を日本製鋼所M&E株式会社に變更しております。

また、当社は、当連結会計年度後の2020年4月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社名機製作所を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞により、当面は世界的な景気減速が見込まれます。中国、米国及び欧州など、一部で経済活動の再開に向けた動きはあるものの、感染拡大の収束時期が見通せず、海外経済及び日本経済の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では、短期的には自動車分野向け樹脂製品需要は低い水準で推移すると共に、車載用リチウムイオン電池素材の市場停滞が予想されますが、更なるコスト削減や新製品の開発により製品競争力の強化を図ってまいります。素形材・エネルギー事業では、鋳鍛鋼製品の市場規模縮小とクラッド鋼板・鋼管の競争激化により、厳しい事業環境が継続すると見込まれますが、2020年4月に設立した日本製鋼所M&E株式会社を中心に、事業体質の強化を着実に進めてまいります。

また、当社グループとしては、新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響を最小限に抑えるべく、資金管理、生産・在庫の確認やサプライチェーンの確保等の措置を講じると共に、新型コロナウイルスの感染拡大収束後の市場動向を見据えて、引き続き中期経営計画(JGP2020)の基本方針に基づく施策を推進してまいります。

2021年3月期の連結業績予想につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を精査中であり、現時点では合理的な算定が困難であるため未定といたします。今後、連結業績予想の算定が可能となった時点で速やかに開示いたします。

当社グループは、2021年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「JGP2020」を推進しております。中期経営計画の進捗は以下のとおりです。

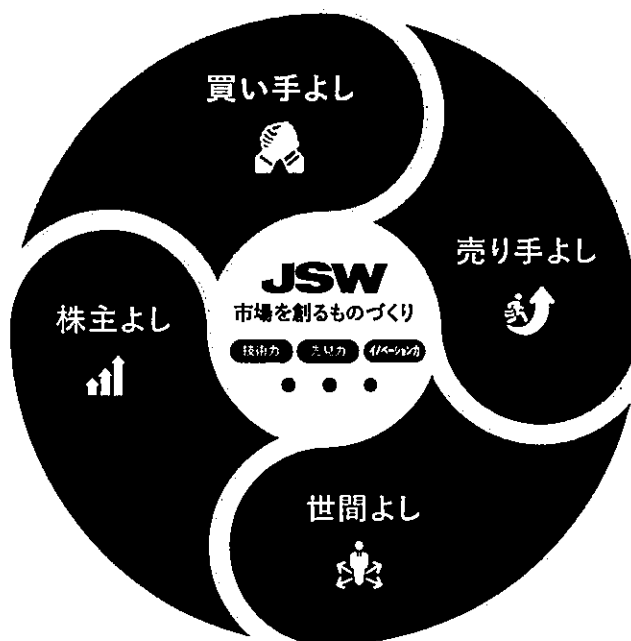
<中期経営計画「JGP2020」の進捗について>

1) 「JGP2020」における当社グループのミッションは以下のとおりであります。

○ミッション

「ものづくり」と「価値づくり」で安定成長企業を目指し、「買い手よし（顧客満足）」、「売り手よし（従業員満足）」、「世間よし（社会的責任遂行）」、「株主よし（株主満足）」の四方よしの精神で社会に貢献する。

<JSWの四方よし経営>



「ものづくり」と「価値づくり」で安定成長企業を目指す。

2) 「JGP2020」においては、「産業機械で『成長』、素形材・エネルギーは『新生』」をコンセプトとして、2030年を見据えた基盤を構築するべく、3つの基本方針を掲げて事業に取り組んでまいります。

① 経営資源の最適化とアライアンスの強化

グループ経営資源の適切な配分を目的とし、素形材・エネルギー事業については売上規模に見合った経営資源の配分見直しを行う一方、産業機械事業には重点的に経営資源を配分してまいります。

また、将来の新たな収益源を確保すべく、アライアンスやM&Aにも積極的に資金を投入し、事業規模の拡大を図ります。

② アフターサービス（ストック型ビジネス）の強化

安定収益の確保と顧客満足度の向上を目指して、産業機械事業を中心にサービス体制の基盤を強化し、単純なサービス提供からソリューション提案への転換を図ることで、更なる成長・拡大を進めてまいります。

また、次の事業への礎となるよう、サービス事業を通じて顧客との強固な信頼関係を構築します。

③ 新事業探索、育成の活性化

今後新たな事業として成長が期待できる「航空機」、「水素」、「結晶」、「成膜」、「機能材料」、「金属材料」の6事業の早期事業化を図るとともに、更なる新事業テーマの探索と育成も積極的に推進してまいります。

3) 上記の基本方針に基づき、以下の事業戦略を着実に推進してまいります。

〔産業機械事業〕

産業機械事業については、「攻めの経営」による事業領域拡大のための種まきと育成がJGP2020における基本戦略となります。

主な事業戦略は次のとおりです。

○フィルム・シート製造装置

- ・セパレータフィルム製造用途を中心とした旺盛な需要に対応する生産設備の増強を早期に実施します。

- ・総合フィルム装置メーカーとして包装材、工業材、光学系用途においても事業拡大を図ります。

○射出成形機

- ・「マス・カスタマイゼーション戦略（※）」により、ゆるぎないJSW成形機ブランド力を確立します。
（※）共通化された基本部分をベースに、地域、顧客ニーズに対応したカスタム仕様の機械を提供し差別化を図る戦略。
- ・IoT等を活用した提案型サービスにより顧客満足度を向上させ、予防保全・保守による収益拡大を図ります。

○レーザーアニール装置

- ・既存製品の差別化による製品競争力強化およびサービス事業拡大により収益力の更なる向上を図ります。
- ・競争力のあるコア技術の確保を通じ、フラットパネルディスプレイ関連の新製品創出に取り組みます。

【素形材・エネルギー事業】

素形材・エネルギー事業については、既存製品は現状事業規模で安定黒字化を目指し、新たな成長機会の発掘と早期育成を推進することがJGP2020における基本戦略となります。

主な事業戦略は次のとおりです。

○月島機械株式会社と製造分野で協業

- ・室蘭製作所において月島機械株式会社との製造分野での協業に向けた体制構築を進めてまいります。

○固定費の改善

- ・室蘭製作所グループ人員の更なる圧縮をはじめ、売上規模に見合ったコスト構造改革の実現に向けた施策を継続してまいります。

○新事業の早期事業化

- ・室蘭製作所で長年培ってきた素材に関わる知見を活かしつつ、既存製品に代わる新たな事業を育成し、将来に向けた成長基盤の整備を目指します。

4) 2020年3月期までに実施又は計画した具体的な施策は以下の通りであります。

【産業機械事業】

○フィルム・シート製造装置の事業規模拡大に向けた取り組み

- ・セパレータフィルム製造用途を中心とした中長期的な需要拡大に対応するための生産設備増強を実施し、事業規模拡大に向けた体制を確立しました。
- ・2018年4月より株式会社ジーエムエンジニアリングとの資本業務提携を開始しておりましたが、2019年4月には同社株式を追加で取得し、連結子会社化しております。同社は、食品用途を中心とした中小型シート装置に強みを有します。大型のフィルム装置に強みを持つ当社とのシナジーにより事業拡大を早期に推進してまいります。
- ・当社は、2019年11月にニチュマシナリー株式会社の全株式を取得し、連結子会社化しております。同社は、樹脂フィルム・シート等の生産ライン向けに巻取機を製造・販売し、国内外に事業を展開しております。当社は、フィルム・シート製造装置のフルライン提供力の強化を目的として、同社を吸収合併する方針を決定しました。合併を機に、経営資源の活用・最適配置による生産性向上と販売・サービス体制の強化を図ってまいります。

○大型射出成形機の生産体制拡充に向けた取り組み

- ・当社の完全子会社である株式会社名機製作所は、自動車関連向けの大型射出成形機を軸として堅調に事業を展開しております。自動車産業では、今後も部品の樹脂化によって大型射出成形機の需要拡大が予想されます。こうした需要に的確に対応すべく、株式会社名機製作所を2020年4月1日付で吸収合併しました。今後も、グループ経営資源の最適配分による生産能力の増強を図ってまいります。

【素形材・エネルギー事業】

○日本製鋼所M&E株式会社の設立

- ・素形材・エネルギー事業の現状規模での安定黒字体制確立を目的として、室蘭製作所を中心とする組織再編を実施し、2020年4月1日付で日本製鋼所M&E株式会社を設立しました。今後は、鍛鍛鋼製品の製品ポートフォリオの転換による成長分野へのシフト、クラッド鋼板・鋼管の競争力強化、第三の柱であるトータルエンジニアリングサービス事業（TES事業）の育成に取り組んでまいります。

○クラッド鋼板・鋼管の競争力強化

- ・天然ガスの需要増加に伴い伸長が期待されるクラッド鋼板・鋼管の競争力強化を目的として、2019年3月期から2022年3月期までの4ヵ年計画で設備投資を進めております。

○月島機械株式会社と製造分野での協業開始および強化

- ・月島機械株式会社との製造分野での協業に向け、月島機械市川工場の製造機能について、当社室蘭製作所構内の第4鉄構工場他への移設を進めておりましたが、2019年4月には月島機械室蘭工場として操業を開始しました。また、2019年12月には協業の範囲拡大を伴う関係の強化について合意しております。当社としては、同社が有するエンジニアリング・サービス分野における豊富なノウハウの活用により、TES事業の育成に取り組んでまいります。

[その他事業]

○銅合金等の溶解・鋳造加工を行う合併会社設立

- ・当社とJX金属株式会社とは、銅合金の溶解・鋳造加工を行う室蘭銅合金株式会社を2019年8月に設立しました。同社の設立により、従来の鉄鋼製品に加えて、高機能金属素材分野における事業拡大を推進し、索形材・エネルギー事業の再構築を加速してまいります。

○情報技術の機能強化

- ・機械学習等の先端的な情報技術の機能強化を目的として、当社の完全子会社である日鋼情報システム株式会社を2019年4月1日付で吸収合併しました。情報システム部門を同一組織内に置くことで、IoT等の情報技術活用に関する体制を固め、製品価値・サービス価値の向上を図ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 91 期 (2016年度)	第 92 期 (2017年度)	第 93 期 (2018年度)	第94期 (当連結会計年度) (2019年度)
受 注 高 (百万円)	177,585	235,685	216,155	211,571
売 上 高 (百万円)	212,469	211,700	220,153	217,527
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△4,968	10,712	19,966	9,310
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	△67.61	145.77	271.69	126.66
総 資 産 (百万円)	275,315	297,365	305,471	297,173

- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、第91期の1株当たり当期純損失は、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 第93期の期首よりセグメント区分の変更を実施したため、第92期の期首に当該セグメント変更が行われたものと仮定して各種数値を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第93期の期首から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 91 期 (2016年度)	第 92 期 (2017年度)	第 93 期 (2018年度)	第94期 (当期) (2019年度)
受 注 高 (百万円)	130,502	181,555	160,553	154,596
売 上 高 (百万円)	166,722	160,787	165,624	162,073
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△8,260	8,559	17,129	6,594
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	△112.40	116.48	233.08	89.71
総 資 産 (百万円)	242,353	259,342	263,005	253,298

- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、第91期の1株当たり当期純損失は、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 第93期の期首よりセグメント区分の変更を実施したため、第92期の期首に当該セグメント変更が行われたものと仮定して各種数値を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第93期の期首から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会 社 名	資本金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
JSW ITサービス株式会社	110百万円	100	レーザーアニール装置の修理・改造・メンテナンス
JSW アフティ株式会社	100百万円	100	電気・電子部品に関わる膜成形及び膜加工並びに検査・搬送装置の製造・販売・検査・据付・保守
ファインクリスタル株式会社	80百万円	100	人工水晶及び加工製品の製造・販売
株式会社日鋼機械センター	100百万円	100	鉄鋼製品の機械加工及び仕上組立、産業機械等の製作・改造・修理、加工機械の整備
日 鋼 MEC 株 式 会 社	60百万円	100	工場設備の据付・維持保全、各種機械・機器の設計、各種溶接構造物の製造・販売、各種鋳鋼品・鋼板・鋼管の製造・加工・販売、鋳鋼品製造用資材の販売
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	100百万円	100	鉄・非鉄金属素材、特殊合金材料の機械加工・仕上・組立及び加工品の製造・販売
株 式 会 社 タ ハ ラ	50百万円	100	中空成形機・印刷機械・製袋機及び工作機械器具の製造・販売
日 鋼 YPK 商 事 株 式 会 社	350百万円	100	プラスチック射出成形機、樹脂機械、工作機械、半導体製造装置、一般産業機械、鋼板、鋳鍛鋼製品及び製鋼用原料等の売買及び輸出入業
株 式 会 社 名 機 製 作 所	100百万円	100	プラスチック射出成形機、ホットプレス、金型、周辺機器等の製造・販売
日 鋼 特 機 株 式 会 社	100百万円	100	防衛関連機器等の整備、部品の販売
株式会社ジーエムエンジニアリング	40百万円	82.25	プラスチック用シート装置・押出成形機等、ダイ及び付属装置の設計・製造及び販売
室 蘭 銅 合 金 株 式 会 社	100百万円	51	銅合金の溶解及び鋳造

事業報告

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Japan Steel Works America, Inc.	100万米ドル	100	機械製品及び鉄鋼製品の販売並びに調達業務
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	100万香港ドル	100	射出成形機の販売・保守・改造
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	5,580千人民元	100	機械設備及び部品の販売・据付・保守、金属材料の販売・輸出入
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	450万米ドル	100	一般機械設備及び部品の製造・加工・据付・保守
S M P L A T E K C O., L T D.	5,000万ウォン	95	二軸混練押出機の製造・販売
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	400万シンガポールドル	100	プラスチック射出成形機の販売・技術サービス及び部品販売、鉄鋼製品の販売

- (注) 1. 日鋼情報システム株式会社は、2019年4月1日付をもって、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、重要な子会社から除外しております。
2. 当社は、持分法適用関連会社であった株式会社ジーエムエンジニアリングの株式を2019年4月1日付で追加取得したことにより、同社を連結の範囲に含めたため、重要な子会社に追加しております。
3. 当社は、2019年8月1日付で室蘭銅合金株式会社を新たに設立し、同社を連結の範囲に含めたため、重要な子会社に追加しております。
4. 非連結子会社であったJSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co.,Ltd.、JSW Machinery Trading (Shanghai) Co.,Ltd.及びJSW Machinery (Ningbo) Co.,Ltd.は、重要性が増したため第94期第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めたことから、重要な子会社に追加しております。
5. 日鋼MEC株式会社は、2020年4月1日付でいずれも当社の100%子会社である株式会社日鋼機械センター、日鋼検査サービス株式会社及び株式会社J-Winの3社を吸収合併し、商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。
6. 当社は、2020年4月1日付で株式会社名機製作所を吸収合併しております。

③ 特定完全子会社の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

部 門	主 な 事 業
産業機械事業	樹脂製造・加工機械 樹脂製造・加工機械（造粒機、コンパウンド用押出機、フィルム・シート製造装置等）の製造・販売・保守サービス
	成 形 機 プラスチック射出成形機、中空成形機、マグネシウム合金射出成形機の製造・販売・保守サービス
	F P D 装 置 電子部品・ディスプレイ製造関連機器（レーザーアニール装置等）の製造・販売・保守サービス
	そ の 他 圧縮機、鉄道用連結器・緩衝器、防衛関連機器等の製造・販売・保守サービス
素形材・エネルギー事業	鋳 鍛 鋼 製 品 発電用部材、原子力関連部材・ロール材・金型材等の一般鋳鍛鋼製品、機能性材料等の鋳鍛鋼部材、石油精製用圧力容器・関連部材等の製造・販売
	クラッド鋼板・鋼管 クラッド鋼板、クラッド鋼管等の製造・販売
その他事業	そ の 他 風力発電機器の保守サービス、新製品の研究開発・製造・販売、業務支援・管理サービス事業等

- (注) 1. 当社は、産業機械事業のうち圧縮機事業をBurckhardt Compression AG（スイス）の100%子会社であるブルックハルトジャパン株式会社に2020年4月17日付で譲渡いたしました。
2. 当社は、2020年4月1日付で素形材・エネルギー事業並びにその他事業に含まれる風力発電機器保守サービスの技術部門を、吸収分割により、日鋼MEC株式会社に承継しております。また、日鋼MEC株式会社は、同日付で株式会社日鋼機械センター、日鋼検査サービス株式会社及び株式会社J-Winの3社を吸収合併し、商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。

(9) 主要な営業所及び工場等 (2020年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
支 店 ・ 営 業 所	名古屋支店（名古屋市中区）、関西支店（大阪市西区）、中国支店（広島市安芸区）、九州支店（福岡県春日市）、東北営業所（仙台市宮城野区）、関東営業所（さいたま市緑区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、関西営業所（大阪府吹田市）、中国営業所（広島市安芸区）、九州営業所（福岡県春日市）、府中出張所（東京都府中市）、浜松出張所（浜松市中区）
研 究 開 発 拠 点	室蘭研究所（北海道室蘭市）、広島製作所技術開発部（広島市安芸区）、横浜製作所技術開発部（横浜市金沢区）
工 場	室蘭製作所（北海道室蘭市）、広島製作所（広島市安芸区）、横浜製作所（横浜市金沢区）

- (注) 1. 2020年3月31日付をもって室蘭研究所及び室蘭製作所を閉鎖し、2020年4月1日よりその業務は日本製鋼所M&E株式会社室蘭製作所に移管いたしました。
2. 2020年3月31日付をもって中国支店及び九州支店を閉鎖し、2020年4月1日よりその業務は本社及び関西支店に移管いたしました。

② 子会社

会 社 名	所 在 地
JSW IT サービス 株 式 会 社	神奈川県横浜市金沢区
JSW ア フ ティ 株 式 会 社	東京都八王子市
ファインクリスタル株式会社	北海道室蘭市
株式会社日鋼機械センター	北海道室蘭市
日 鋼 MEC 株 式 会 社	北海道室蘭市
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	広島県広島市安芸区
株 式 会 社 タ ハ ラ	千葉県印西市
日 鋼 YPK 商 事 株 式 会 社	東京都品川区
株 式 会 社 名 機 製 作 所	愛知県大府市
日 鋼 特 機 株 式 会 社	東京都新宿区
株式会社ジーエムエンジニアリング	神奈川県横浜市港北区
室 蘭 銅 合 金 株 式 会 社	北海道室蘭市
Japan Steel Works America, Inc.	米国 ニュージャージー州
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	中国 広東省深圳市
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	中国 上海市
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	中国 浙江省寧波市
S M P L A T E K CO., LTD.	韓国 安山市
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	シンガポール

- (注) 1. 当社は、2020年4月1日付で素形材・エネルギー事業並びにその他事業に含まれる風力発電機器保守サービスの技術部門を吸収分割により、日鋼MEC株式会社に承継しております。また、日鋼MEC株式会社は、同日付で株式会社日鋼機械センター、日鋼検査サービス株式会社及び株式会社J-Winの3社を吸収合併し、商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。
2. 当社は、2020年4月1日付で株式会社名機製作所を吸収合併しております。

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,334名	160名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,342名	120名増	39.1歳	14.4年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(11) 主な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	30,000百万円
株式会社三井住友銀行	5,240
三井住友信託銀行株式会社	4,600
株式会社三菱UFJ銀行	1,719

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする23社の協調融資によるものです。
 2. 当社は、2020年3月31日に株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結し、2020年4月7日に10,000百万円の借入を実行いたしました。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 当社が発行する株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式総数 74,332,356株
- ③ 資本金 19,737,441,002円
- ④ 株主数 21,662名
(前期末比 73名増)

⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
日本マストラスト(信託口)	8,524,200	11.59
日本トラスティ・サービス(信託口)	6,173,200	8.40
大樹生命保険株式会社	2,827,600	3.85
株式会社三井住友銀行	2,200,032	2.99
三井住友信託銀行株式会社	1,630,400	2.22
三井住友海上火災保険株式会社	1,564,800	2.13
日本トラスティ・サービス(信託口5)	1,220,600	1.66
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151	1,142,711	1.55
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,016,394	1.38
三菱重工業株式会社	1,006,200	1.37

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (803,339株) を控除して計算しております。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 政策保有株式の保有方針

良好で継続的な取引関係の維持・強化、業務提携、その他、投資先の健全な発展を通じて中長期的に当社の事業に寄与し、定期的な確認・見直しを通じて政策的に必要と判断した株式を保有します。

② 保有状況の定期的な確認・見直し

毎年、個別の政策保有株式の保有目的と現在の取引状況等を確認し、取締役会において当該株式の取得・保有意義や安全性、収益性、採算性、保有に伴うリスクなどを総合的に勘案し、保有の適否を検証します。

③ 議決権行使の方針

投資先企業の経営状況や当社との取引関係等を踏まえ、当該企業の中長期的な企業価値向上や社会的責任などの観点から議案毎に内容を確認し、議決権の行使を判断します。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		氏 名
代表取締役社長	CFO、CISO、安全保障輸出管理管掌、経営企画室・鉄鋼事業部管掌、 情報システム室・経理部・風力室担当	宮 内 直 孝
代表取締役副社長		東 泉 豊
取締役常務執行役員	技術・品質担当、新事業推進本部長	柴 田 尚
取締役常務執行役員	FPD装置事業部・横浜製作所担当、機械事業部長	大 下 真 雄
取締役常務執行役員	成形機事業部長	松 尾 敏 夫
取締役常務執行役員	CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境 管理担当、総務部担当、人事教育部長、秘書室長	出 口 淳一郎
取締役執行役員	鉄鋼事業部長、室蘭製作所長	岩 本 隆 志
取 締 役	西芝電機株式会社 社外取締役	持 田 農夫男
取 締 役		出 川 定 男
常 勤 監 査 役	株式会社スリーエフ 社外取締役 日本紙パルプ商事株式会社 社外取締役	渡 邊 健 二
常 勤 監 査 役		西 山 透 格
監 査 役		増 田 格
		谷 澤 文 彦

- (注) 1. 取締役 持田農夫男及び出川定男の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 増田格及び谷澤文彦の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 増田格及び谷澤文彦の両氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 持田農夫男氏及び出川定男氏並びに監査役 増田格氏及び谷澤文彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 持田農夫男氏及び出川定男氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

6. 当事業年度中の取締役・監査役の異動

(1) 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の異動は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
谷 澤 文 彦	監査役 ホウライ株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員	監査役	2019年12月20日
出 川 定 男	取締役 西芝電機株式会社 社外取締役	取締役	2020年3月31日

(2) 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりです。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
田 中 義 友	2019年6月21日	辞任	常勤監査役
城 野 和 也	2019年6月21日	任期満了	監査役

(3) 監査役 西山透及び谷澤文彦の両氏は、2019年6月21日開催の第93回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

7. 2020年4月1日現在の取締役及び執行役員（常務以上）は次のとおりです。

会社における地位及び担当		氏 名
代表取締役社長	安全保障輸出管理管掌、樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部管掌、名機製作所担当 技術・品質担当、新事業推進本部長 横浜製作所担当、産業機械事業部長 CISO、CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、情報システム室・人事教育部・総務部担当、秘書室長 日本製鋼所M&E株式会社代表取締役社長	宮 内 直 孝
代表取締役副社長		松 尾 敏 夫
取締役常務執行役員		柴 田 尚
取締役常務執行役員		大 下 真 雄
取締役常務執行役員		出 口 淳一郎
取締役常務執行役員		岩 本 隆 志
取 締 役		東 泉 豊
取 締 役	特機本部長	持 田 農夫男
取 締 役		出 川 定 男
常 務 執 行 役 員		香 川 豊 彦

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 9 名 385,570 千円（うち社外 2 名 22,440 千円）

監査役 6 名 55,680 千円（うち社外 3 名 19,200 千円）

（注）1. 上記の報酬には、2019 年 6 月 21 日開催の第 93 回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役 1 名及び退任した監査役 1 名への支給分を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、30,665 千円が含まれております。

② 役員報酬等の額の決定に関する方針

ア. 報酬決定の基本方針

株主総会で決議された額の範囲内において、夫々の役割と責務に応じた水準とし、その決定過程においては公正性と透明性を確保します。

イ. 取締役の報酬

○手続

報酬諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

○報酬の内容

- （i）業績・企業価値の向上および持続的な成長に向けた健全な動機付けとなるよう、年額報酬は、固定部分と変動部分で構成します。固定部分は役位、在任年数に応じ、変動部分は会社業績および個人別の業績成果に応じます。但し、社外取締役については、固定部分のみで構成します。
- （ii）年額報酬枠の範囲内で賞与を支給します。
- （iii）株価連動型報酬として、年額報酬および賞与のうち、取締役会において別途定める割合を役員持株会への拠出により、当社株式の取得に当てます。但し、社外取締役による役員持株会への拠出については任意とします。
- （iv）社外取締役を除く取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記（i）の年額報酬とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

ウ. 監査役の報酬

- （i）年額報酬は固定部分のみで構成し、監査役の協議により決定します。
- （ii）役員持株会への拠出は任意とします。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 持田農夫男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会15回全てに出席し、長年にわたる国際的な製造業での豊富な経験から発言を行っております。

② 取締役 出川定男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

西芝電機株式会社の社外取締役を兼任しておりましたが、2020年3月31日をもって退任しております。なお、同社と当社との間に特別な関係はありませんでした。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会15回全てに出席し、長年にわたる国際的な製造業での豊富な経験から発言を行っております。

③ 監査役 増田 格

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社スリーエフの社外取締役及び日本紙パルプ商事株式会社の社外取締役を兼任しております。各社と当社の上に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

④ 監査役 谷澤文彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

ホウライ株式会社の代表取締役社長兼社長執行役員を兼任しておりましたが、2019年12月20日をもって退任しております。なお、同社と当社の上に特別な関係はありませんでした。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会11回及び監査役会10回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

(注) 谷澤文彦氏の取締役会及び監査役会への出席状況における開催回数は、監査役に就任した時点からの回数であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額	70,452千円
上記以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
合計	70,452千円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき

報酬等の合計額 81,452千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査計画における監査時間とその実績を検証するとともに、当事業年度の監査計画における監査内容及び監査時間並びに経理部の意見を踏まえ、その報酬の額の適切性及び妥当性について検討した結果、報酬の額は妥当であるとの結論に至ったことから、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 以下の重要な子会社は当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.
SM PLATEK CO., LTD.

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「ビジョン（目指すべき企業像）と経営理念」を企業活動の拠り所とし、また、「日本製鋼所グループ企業行動基準」を企業活動における基本原則として定め、これらに沿った企業活動を通じ、企業価値の向上を図るとともに、安定的かつ持続的な企業基盤を整備・構築するため、法令に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（内部統制の基本方針）を定めます。また、社会の変化に対応し、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現するものとします。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「コンプライアンス」を不正防止や法令及び社内規程遵守にとどまらず、広く社会的責任の遂行を含めて捉えるとともに、コンプライアンスに係る各種規程を整備します。

また、コンプライアンス活動の要諦は、取締役及び執行役員の率先垂範と誠実性、使用人の意識徹底・向上のための教育・啓蒙にあると考えて、これらを推進します。

- ② 当社は、会社業務の全般を対象に、法令及び社内規程等への適合性について、内部監査部門を設けて、定期的または随時監査を行うとともに、その結果について取締役社長ほか、適宜、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議並びに監査役を含む関係者に報告します。
- ③ 当社は、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合等の、通報者保護を基本とする報告・相談の制度・ルートについて社外を含め複数確保します。
- ④ 当社は、「反社会的勢力に対する組織的な危機管理の徹底」を企業行動基準に明示するとともに、不当な要求に対しては、法に則り、関係団体とも連携してこれを拒否します。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、情報の保存及び管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、文書管理や情報管理に関する各種規程に基づき、重要会議議事録、稟議記録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により保存・管理します。

また、取締役及び監査役は、これら情報について、随時、閲覧・謄写することができます。

- ② 当社は、財務情報のほか経営上の重要な情報について、適時・適正な情報開示を行います。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、部門長たる取締役、執行役員及び使用人が、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価を行うとともに、各種規程または稟議制度により許可された権限の範囲内で、損失の危険（リスク）に対応します。

また、重要リスクについては、取締役会または経営戦略会議で対応を審議します。

- ② 当社は、リスク管理に関する規程を定めて、全社的なリスク管理体制を明確にするとともに、安全衛生、環境マネジメント、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等の機能別リスクについては、当該担当部門が、それぞれ全社横断的な観点から各種委員会を組成または規程等を整備し、適切な運用を図ります。

また、リスク管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、当該責任者がこれらリスク管理の状況等について、内部監査部門と相互連携してモニタリングを行い、適宜、取締役会または経営戦略会議に報告します。

- ③ 当社は、本社部門、事業部及び製作所単位でリスクマネージャーを定めて、適宜、日常リスクの洗い出しに努めるほか、重大事態発生時においては、危機管理対策本部を設置してその対応にあたるなど、平時及び非常時に対応します。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、迅速な意思決定と機動的・効率的な業務執行を実現するため、取締役社長を最高経営責任者とするほか、主要な本社部門及び事業部では取締役が業務執行を統括するとともに、その指揮または監督の下で取締役会が選任した執行役員が、委嘱された担当業務を執行します。

また、取締役及び執行役員は、重要事項については、取締役会または経営戦略会議で、審議・決裁・報告を行います。

- ② 当社は、取締役会において、取締役、執行役員及び使用人が共有すべき中期経営計画や事業年度計画等の全社目標を設定するとともに、取締役及び執行役員は目標達成のための具体的施策を、社内規程等に従い使用人に分掌してこれを計画・実施します。

また、取締役及び執行役員は、結果に対する評価とレビュー・進捗状況を含む報告を、定期的または随時、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議等で行います。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ子会社等が、当社の「ビジョンと経営理念」及び「日本製鋼所グループ企業行動基準」に従い全社的な内部統制の整備・構築を推進するとともに、グループ子会社等が自ら定める社内規則等に基づき、適切な職務の分掌と決裁権限の明確化により、効率的な業務執行をすること、また、それによる自律経営を支援します。
- ② 当社は、グループ子会社等の運営・管理に関する規程を定め、それらの管理責任・指導体制を明確にするとともに、グループ子会社等に係る重要事項の決定あるいは重要事実の報告、通報及び情報収集に係る体制を整備します。
- ③ 当社は、グループ子会社等に対し取締役または監査役を派遣するほか、グループ子会社等における法令・社内規則等の遵守状況について、関連会社主管部門及び内部監査部門が、定期的または随時、自律的監査を要請、あるいは直接に監査を実施するとともに、その改善に向け指導を行います。
- ④ 当社は、グループ子会社等がリスク管理に関する規程に基づき、自ら定める職務分掌に応じてリスクの把握、評価を行う体制を整備することを支援します。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、使用人の中からこれを選任するとともに、選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役の意見または同意を得ることとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保します。
- ② 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従って業務を行うことができる体制を確保します。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会、経営戦略会議、部門業績報告会議、その他重要な審議・決裁・報告が行われる会議について、監査役が出席するとともに、監査役に対しその機会を保証します。
- ② 当社は、稟議制度に従い稟議記録を監査役に供覧するとともに、監査役は随時、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を求めることができます。また、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を受けた者が監査役に報告をすることができる体制を確保します。
- ③ 当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしないことを保証します。

H. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行において必要とする費用等を負担します。

I. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、執行役員及び使用人が、監査役監査の重要性・有用性を認識し、可能な限り他の業務に優先して監査に協力する環境を整備します。
また、監査役は、内部監査部門、本社部門等に対し、監査での連携・協力を求めることができます。
- ② 当社は、監査役が会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を図ることができる環境を整備します。
- ③ 当社は、監査役が自らの判断によって顧問弁護士やその他社外の専門家を利用できる環境を整備します。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価するとともに、その結果につき取締役会または経営戦略会議で審議・報告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規則」及び「稟申規程」において、取締役会で決議すべき事項を規定しています。また、規程の制定及び改正等は、原則として経営戦略会議の決議事項としており、これに従って規程の改正を行ったほか、「日本製鋼所グループ企業行動基準」をはじめ、「内部統制の基本方針」及び各種規程を社内イントラネットに掲載し、取締役、執行役員及び使用人に周知しています。

このほか、当社の取締役、執行役員及び監査役を対象にコンプライアンスに関するセミナーを実施しました。

また、グループ子会社の社長に対して、ガバナンス・コンプライアンス及び財務・会計知識に関するセミナーを実施したほか、当社の使用人、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、コンプライアンス及びリスク管理に関するeラーニングを実施しました。

- ② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づいて、業務執行部門及びグループ子会社に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役、リスク管理担当役員及び監査役他に報告しました。
- ③ 当社は、「内部通報規程」を定めて、当社をはじめグループ子会社の取締役、執行役員及び使用人が報告・相談することができる制度・ルートを整備しています。また、当該制度・ルートについて記載した「コンプライアンス・ラインマニュアル」を改定し、当社及びグループ子会社の役員及び使用人に配布し周知を図っています。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめ、重要会議の議事録、稟議書並びに取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要文書については、いずれも関係法令及び関連する社内規程等に基づいて、適切に保存及び管理しています。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行上の意思決定に伴い、これに内在するリスクについては、各業務執行部門にて想定されるリスクを分析し対応するほか、重要なリスクについては経営戦略会議又は取締役会等にて審議しています。
- ② 当社は、「JSWグループ・リスク管理規程」を定め、リスク管理に関する全社的な管理体制を明確にしているほか、業務執行上の機能別のリスクについては、各業務執行部門が規程に基づき委員会活動等により、リスクの識別・分析・評価等を行っています。また、内部監査部門が事務局となり、当社の業務執行部門及びグループ子会社が直面しているリスクについて網羅的な報告を求め、これを四半期毎に経営戦略会議に報告しています。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、2019年2月19日開催の取締役会において、2019年4月1日付の取締役の委嘱業務の変更を行いました。
- ② 取締役及び執行役員は、中期経営計画「JGP2020」における目標を達成するにあたり、具体的な施策を使用人に分掌して実施しています。また、取締役及び執行役員は、当該計画の実行結果に対する評価、その進捗状況等について、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議等において報告しています。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「ビジョンと経営理念」及び「日本製鋼所グループ企業行動基準」を定め、社内イントラネット等を通じて、当社はもとよりグループ子会社に対しても周知しており、これらに従ってグループ子会社における全社的内部統制の構築を推進しています。
- ② 当社は、「関連会社管理規程」において、グループ子会社の主管部門は当該子会社の内部統制・ガバナンスに責任を負っていることを明確にしております。また、グループ子会社は、同管理規程に則り主管部門と情報を共有する体制を構築しており、重要な決議事項のほか、重要事実の発生の都度、主管部門に対してこれを報告しています。
- ③ 当社は、当社の執行役員、監査役または使用人をグループ子会社の取締役または監査役として派遣し、当該グループ子会社のガバナンスの強化と監視を行っております。また、グループ子会社の主管部門及び内部監査部門は、グループ子会社に対して、法令及び社内規則の遵守状況並びにリスク管理の状況に関する監査を実施しました。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人の中からこれを選任することとしています。また、内部監査部門に所属する従業員2名が監査役の職務の一部を補助しており、当該職務を行う際は、取締役及び執行役員からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に従って業務を執行することができる体制を確保しています。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、その全員が取締役会及び部門業績報告会議に出席するほか、輪番で経営戦略会議等の重要会議に出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から都度、必要な報告を得ています。
- ② 監査役は、稟議制度に従い稟議記録を閲覧し、稟議決議事項及び同報告事項に関して十分に情報を得る機会が保障されています。また、監査役は、グループ子会社の監査役監査の際に、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人等から、法令及び社内規則の遵守状況、リスク管理の状況並びに業績動向等に関して、必要な情報の報告を受けています。

H. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要とする費用等を負担しています。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役による業務執行部門及びグループ子会社に対する監査役監査の重要性及び有用性を認識しており、監査役監査に優先的に対応しています。また、同監査において、原則として内部監査部門が同席しています。
- ② 内部監査部門は、監査役に対して、内部監査の結果の報告を適宜行いました。また、会計監査人は、監査役に対して、四半期毎にレビュー報告を行いました。

Ｊ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、取締役会及び経営戦略会議において、当社及びグループ子会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価活動に関する実施計画の審議を受けるとともに、その有効性の評価結果を報告しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

A. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。したがって、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような買収提案を行う者についても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

B. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画の推進

当社は、お客様をはじめとする様々なステークホルダーとの密接な信頼関係を基礎として、蓄積した多様な技術を組み合わせ、既存事業、新規事業の両分野にまたがる事業領域を拡大させる「技術経営」を一層推進していくことが、当社の企業価値を高めていく方策であると考えております。

このような考え方に立ち、企業価値の向上をより具体的に実践していくため、当社は中期経営計画を策定し、その実現に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の任期を1年とし取締役の経営責任を明確化するとともに、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能・監督機能と執行役員による業務執行機能を区分することで、経営の意思決定の迅速化、監督機能強化及び業務執行機能の向上を図っております。

加えて、独立社外取締役を2名選任することにより、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化を図っております。

さらに、取締役及び執行役員の指名・報酬の決定過程における公正性と透明性を確保するため、複数の独立社外役員を含む5名で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役会はこれらの委員会の答申を踏まえて取締役及び執行役員の指名・報酬の決定をすることとしております。

社外役員の独立性については、東京証券取引所が定める独立性の基準と当社が独自に定めた「株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準」に従って判断しており、いずれの社外役員も独立性を有していることから、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

また、取締役会は、毎年、取締役会の実効性について取締役及び監査役に対しアンケートを実施し、その結果を分析・評価することで、さらなる実効性向上に取り組んでおります。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組み姿勢を明らかにするため、「株式会社日本製鋼所 コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定しております。

(https://www.jsw.co.jp/csr/csr_report/governance.html)

C. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2017年5月15日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決議し、同年6月27日開催の当社第91回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためあるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者又は買付提案者（以下、「買付者等」といいます。）と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの詳細内容につきましては、当社ホームページ（<https://www.jsw.co.jp/>）ニュースに掲載の2017年5月15日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

D. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画やコーポレート・ガバナンス強化のための施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的な方策として策定されたものです。したがって、当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。また、当社第91回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、本新株予約権の無償割当て実施の是非についても株主意思を重視する仕組みになっていること、独立性の高い社外の有識者から成る独立委員会が設置され、本新株予約権の無償割当ての実施には必ず独立委員会の判断を経ることになっていること、合理的な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないこと等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本プランの非更新について

本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の第94回定時株主総会の終結の時までとしております。当社では、本プランの有効期間満了に先立ち、買収防衛策を巡る近時の動向や機関投資家をはじめとする国内外の株主の皆様との対話を踏まえ、かねてよりその取扱いについて議論・検討を重ねてまいりました。その結果、昨今のコーポレートガバナンス強化の潮流やこれに向けた当社の取組み状況並びに当社を取り巻く経営環境の変化などを総合的に勘案し、2020年5月25日開催の取締役会において、本プランを更新しないことを決定いたしました。

当社は、従来より積極的に取り組んでまいりましたコーポレートガバナンス強化に一層努めるとともに、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値向上に引き続き取り組んでまいります。また、本プランの有効期間満了後も、当社株券等の大量買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大量買付行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 役員指名及び解任の基本方針・手続

A. 指名及び解任の基本方針

取締役、監査役の候補者選定及び役員の解任においては、選定・解任基準等を踏まえて判断し、決定過程においては公正性と透明性を確保します。

なお、取締役及び監査役の候補者選任については、その選任理由を開示します。

また、役員の解任については、その解任理由を開示します。

B. 選定基準

① 取締役候補者

当社の「ビジョン（目指すべき企業像）と経営理念」及び「日本製鋼所グループ 企業行動基準」に基づき、当社の業績、企業価値の向上及び持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者。

② 監査役候補者

取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者。

監査役のうち1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任します。

C. 選定手続

取締役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

監査役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受け、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定します。

D. 解任基準

役員が法令、定款等に違反し、当社の企業価値を毀損した場合並びに健康上の理由から職務執行が困難となった場合、若しくは選定基準に定める資質が認められなくなった場合には、指名諮問委員会における解任審議の対象とします。

E. 解任手続

取締役、監査役の解任については、指名諮問委員会からの答申を受けて解任議案の上程を取締役会にて決定し、株主総会において決議します。

F. 社外役員の独立性

社外役員においては、別に定め開示する当社の独立性基準を満たす者とします。

(5) 社長選任及び解任の手続

A. 社長の後継者計画の策定・運用

社長の後継者計画の策定・運用については、指名諮問委員会にて、経営理念や経営戦略を踏まえて、経験、能力、人格等の資質を勘案し、適切に協議を行い、必要の都度、取締役会に報告します。

B. 選任基準・手続

社長の選任については、後継者計画を踏まえ、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

C. 解任基準・手続

社長の解任については、社長としての責務を果たすことが困難となった場合に、取締役会にて決定します。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第94期 (2020年3月31日現在)	科 目	第94期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	210,515	流動負債	105,475
現金及び預金	75,525	支払手形及び買掛金	48,409
受取手形及び売掛金	51,297	短期借入金	10,048
商品及び製品	3,792	一年内返済予定の長期借入金	5,155
仕掛品	62,927	リース債務	434
原材料及び貯蔵品	5,643	未払金	1,268
前渡金	4,493	未払法人税等	1,143
前払費用	352	未払消費税等	731
未収入金	679	未払費用	9,878
未収法人税等	1,343	前受金	19,012
未収消費税等	3,578	役員賞与引当金	77
その他の流動資産	1,037	完成工事補償引当金	193
貸倒引当金	△156	工事損失引当金	557
固定資産	86,657	風力事業損失引当金	1,421
有形固定資産	39,146	事業再構築引当金	5,596
建物及び構築物	18,909	その他の流動負債	1,545
機械装置及び運搬具	7,556	固定負債	59,205
工具・器具・備品	1,531	長期借入金	35,691
土地	7,984	リース債務	734
リース資産	766	繰延税金負債	371
建設仮勘定	2,397	役員退職慰労引当金	57
無形固定資産	2,968	退職給付に係る負債	11,172
のれん	782	長期預り保証金	9,255
リース資産	180	資産除去債務	1,329
その他の無形固定資産	2,005	その他の固定負債	593
投資その他の資産	44,542	負債合計	164,680
投資有価証券	21,295	(純資産の部)	
長期貸付金	323	株主資本	131,262
長期前払費用	144	資本金	19,737
更生債権等	304	資本剰余金	5,383
退職給付に係る資産	1,588	利益剰余金	108,454
繰延税金資産	18,290	自己株式	△2,312
その他の投資	3,034	その他の包括利益累計額	△458
貸倒引当金	△438	その他有価証券評価差額金	1,017
資産合計	297,173	繰延ヘッジ損益	△69
		為替換算調整勘定	△356
		退職給付に係る調整累計額	△1,049
		非支配株主持分	1,688
		純資産合計	132,492
		負債及び純資産合計	297,173

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第94期	
	(2019年4月1日から2020年3月31日まで)	
売上高		217,527
売上原価		167,251
売上総利益		50,275
販売費及び一般管理費		31,566
営業利益		18,709
営業外収益		
受取利息	71	
受取配当金	775	
保険精算益	409	
固定資産賃貸料	757	
雑収益	552	2,565
営業外費用		
支払利息	249	
為替差損	173	
遅延違約金	178	
控除対象外消費税	230	
持分法による投資損失	3	
雑損失	532	1,367
経常利益		19,907
特別利益		
固定資産売却益	1,296	
投資有価証券売却益	379	
負ののれん発生益	361	2,036
特別損失		
固定資産除却損	483	
事業再構築引当金繰入額	2,244	
段階取得に係る差損	95	
投資有価証券売却損	1,369	
投資有価証券評価損	3,589	
その他	5	7,789
税金等調整前当期純利益		14,154
法人税、住民税及び事業税	2,646	
法人税等調整額	1,974	4,620
当期純利益		9,534
非支配株主に帰属する当期純利益		223
親会社株主に帰属する当期純利益		9,310

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第94期 (2020年3月31日現在)	科 目	第94期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	166,778	流動負債	93,459
現金及び預金	52,831	支払手形	23,062
受取手形	3,057	買掛金	19,042
売掛金	38,599	短期借入金	8,830
商品及び製品	13	一年内返済予定の長期借入金	5,040
仕掛品	54,385	リース債務	211
原材料・貯蔵品	4,349	未払金	1,907
前渡金	4,965	未払費用	6,735
前払費用	226	前受金	17,389
貸付金	990	役員賞与引当金	48
未収法人税等	1,161	完成工事補償引当金	109
未収入金	1,905	工事損失引当金	494
未収消費税等	3,244	風力事業損失引当金	1,421
その他の流動資産	1,072	事業再構築引当金	5,596
貸倒引当金	△25	設備関係支払手形	956
固定資産	86,519	その他の流動負債	2,614
有形固定資産	32,163	固定負債	53,406
建物	15,347	長期借入金	34,368
構築物	1,253	長期預り保証金	9,315
機械装置	6,504	リース債務	341
車両運搬具	10	退職給付引当金	6,430
工具・器具・備品	1,222	関係会社事業損失引当金	1,231
土地	5,573	資産除去債務	1,308
リース資産	292	その他の固定負債	409
建設仮勘定	1,957	負債合計	146,866
無形固定資産	1,624	(純資産の部)	
諸利用権	77	株主資本	105,491
ソフトウェア	1,320	資本金	19,737
ソフトウェア仮勘定	60	資本剰余金	5,464
リース資産	165	資本準備金	5,464
投資その他の資産	52,732	利益剰余金	82,603
投資有価証券	20,493	利益準備金	3,236
関係会社株式	9,528	その他利益剰余金	79,366
出資金	265	固定資産圧縮積立金	3,455
関係会社出資金	964	別途積立金	60,000
長期貸付金	2,023	繰越利益剰余金	15,910
繰延税金資産	16,245	自己株式	△2,312
長期前払費用	118	評価・換算差額等	940
更生債権等	151	その他有価証券評価差額金	1,008
前払年金費用	2,174	繰延ヘッジ損益	△68
その他の投資	1,020	純資産合計	106,432
貸倒引当金	△253	負債及び純資産合計	253,298
負債合計	253,298		

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第94期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)	
売上高		162,073
売上原価		131,059
売上総利益		31,014
販売費及び一般管理費		20,285
営業利益		10,728
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	2,922	
固定資産賃貸益	1,987	
雑収益	1,111	6,041
営業外費用		
支払利息	236	
手形・債権売却損	13	
為替差損	135	
遅延違約金	178	
控除対象外消費税	230	
雑損失	272	1,066
経常利益		15,703
特別利益		
固定資産売却益	53	
投資有価証券売却益	379	
抱合わせ株式消滅差益	615	1,048
特別損失		
固定資産除却損	426	
事業再構築引当金繰入額	2,244	
関係会社事業損失引当金繰入額	737	
投資有価証券売却損	1,370	
投資有価証券評価損	3,589	8,368
税引前当期純利益		8,382
法人税、住民税及び事業税	572	
法人税等調整額	1,215	1,787
当期純利益		6,594

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 水 善 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 一 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 井 慎 吾 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 水 善 之 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 一 樹 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 井 慎 吾 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月1日

株式会社日本製鋼所監査役会

常勤監査役	渡 邊 健 二	㊤
常勤監査役	西 山 透	㊤
社外監査役	増 田 格	㊤
社外監査役	谷 澤 文 彦	㊤

以 上

[illegible]

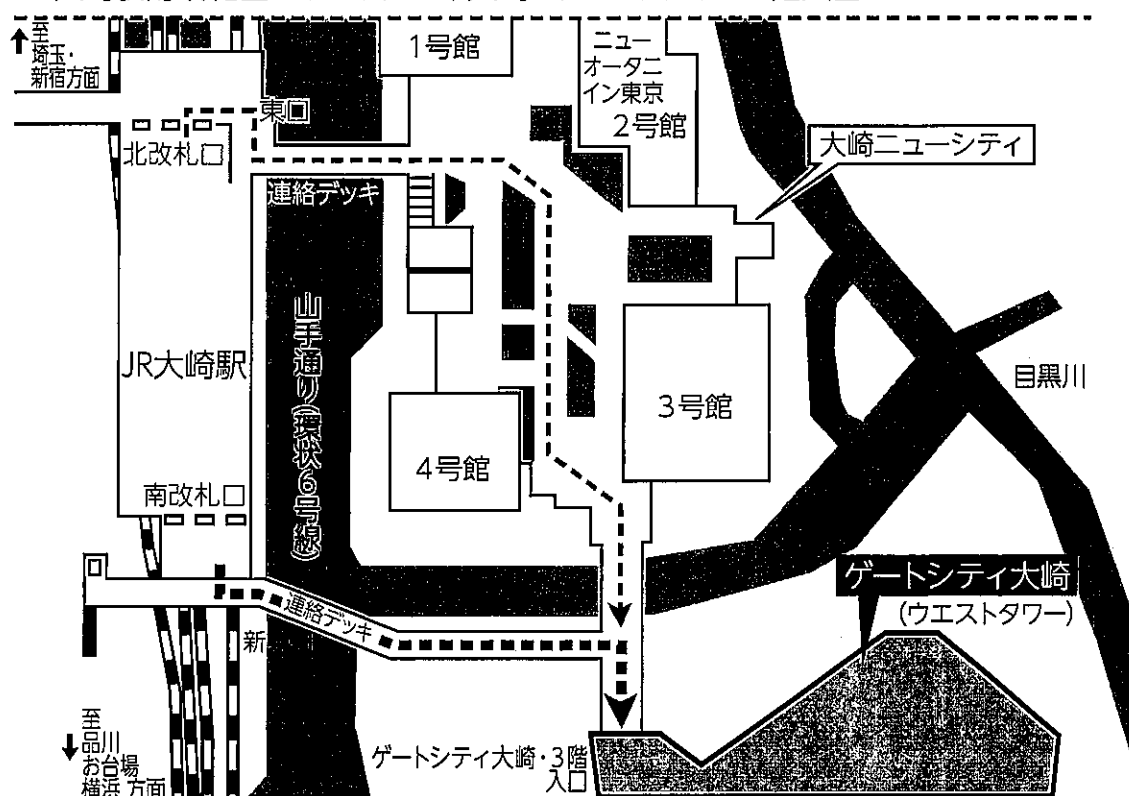
株主総会会場 ご案内図

会場

東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

ゲートシティホール順路案内

JR大崎駅南改札口～ゲートシティ大崎・ウェストタワー3階入口まで



◎JR 大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎・ウェストタワー 3 階入口よりお入りください。インフォメーション裏のエスカレーターで地下1 階までお越しください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第94期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社日本製鋼所

「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び定款第17条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.jsw.co.jp/>)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,716	5,362	102,915	△ 2,312	125,682
当期変動額					
新株の発行	20	20			41
剰余金の配当			△ 4,227		△ 4,227
親会社株主に帰属する当期純利益			9,310		9,310
自己株式の取得				△ 0	△ 0
連結範囲の変動		0	454		455
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	20	21	5,538	△ 0	5,579
当期末残高	19,737	5,383	108,454	△ 2,312	131,262

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,290	△ 226	△ 222	△ 115	2,725	1,419	128,827
当期変動額							
新株の発行							41
剰余金の配当							△ 4,227
親会社株主に帰属する当期純利益							9,310
自己株式の取得							△ 0
連結範囲の変動							455
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 2,273	157	△ 133	△ 933	△ 3,184	269	△ 2,914
当期変動額合計	△ 2,273	157	△ 133	△ 933	△ 3,184	269	2,665
当期末残高	1,017	△ 69	△ 356	△ 1,049	△ 458	1,688	132,492

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

①連結子会社の数 36社

((株)名機製作所、日鋼Y P K商事(株)、ファインクリスタル(株)、日鋼テクノ(株)、Japan Steel Works America, Inc.、SM PLATEK CO., LTD.、THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE. LTD. 他)

前連結会計年度において連結子会社でありました日鋼情報システム株式会社は当社と合併したことにより、同社を連結範囲から除外しております。

前連結会計年度において持分法適用関連会社であった株式会社ジーエムエンジニアリングの株式を当社が追加取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.、JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.、JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd. は重要性が増したことにより、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、室蘭銅合金株式会社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度より、ニチユマシナリー株式会社の全株式を当社が取得し、子会社化したことにより同社を連結の範囲に含めております。

②非連結子会社の数 14社

(JSW Plastics Machinery (TAIWAN) Corp. 他)

非連結子会社は、連結会社の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてもいずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

③持分法適用会社の数 2社

(西胆振環境(株)、捷姆富(浙江)光電有限公司)

非連結子会社(JSW Plastics Machinery (TAIWAN) Corp. 他16社)及び関連会社(寧波通用塑料機械制造有限公司 他2社)は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてもいずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

前連結会計年度において持分法適用関連会社であった株式会社ジーエムエンジニアリングの株式を当社が追加取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、捷姆富(浙江)光電有限公司は当グループが49%出資し設立したことにより、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、Japan Steel Works America, Inc.、SM PLATEK CO., LTD.、他9社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、Japan Steel Works America, Inc.、SM PLATEK CO., LTD.、他9社については連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、12月31日現在の貸借対照表及び損益計算書を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ…時価法

ハ. たな卸資産

製品・仕掛品…主として個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品…主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）

主として建物及び建物附属設備については定額法、その他は定率法

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 6～65年

機械装置及び運搬具 3～20年

ロ. 無形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）・長期前払費用

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

- ハ、リース資産
ファイナンス・リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③重要な引当金の計上基準

- イ、貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ハ、完成工事補償引当金……………完成工事に係る補償に備えるため、見積額を計上しております。
- ニ、工事損失引当金……………当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが出来る工事について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ホ、風力事業損失引当金……………風力発電機の特定の部品の不具合に対応するため、損失見込額を計上しております。
- ヘ、事業再構築引当金……………風力発電機事業の再構築のために、過年度販売済みの風力発電機に関する損失見込額を計上しております。
- ト、役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

- イ、退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ、数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ハ、小規模企業等における簡便法の採用
小規模企業等の連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額または年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

また、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

金利通貨スワップについては、一体処理(振当処理、特例処理)の要件を満たしている場合は一体処理(振当処理、特例処理)を採用しております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………先物為替予約

ヘッジ対象……………外貨建受注工事の受取代価及び外貨建購買債務

ヘッジ手段……………金利スワップ、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……………円貨建て借入金及び外貨建て借入金

ハ、ヘッジ方針

輸出入取引に係る為替変動リスク及び資金調達に係る金利変動リスク、為替変動リスクを回避するため、為替予約取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引を行っております。そのため、実需取引を原則とし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

ニ、ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動、キャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑧のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法

⑨その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金

194 百万円

(注) 上記の内、現金及び預金94百万円はデリバティブ取引等のため差し入れたもので、当連結会計年度末現在対応債務は存在していません。

② 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金

24 百万円

長期借入金

164 百万円

(2) 有形固定資産減価償却累計額

185,583 百万円

(3) 保証債務残高

非連結子会社銀行借入金等保証

779 百万円

従業員財形借入金保証

1 百万円

合 計

780 百万円

(4) 受取手形裏書高

49 百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期 首 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
発行済株式		
普通株式	74,309,108	74,332,356
合 計	74,309,108	74,332,356
自己株式		
普通株式	803,082	803,339
合 計	803,082	803,339

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年 6月21日 定時株主総会	普通株式	2,205百万円	30.0円	2019年 3月31日	2019年 6月24日
2019年 11月11日 取締役会	普通株式	2,022百万円	27.5円	2019年 9月30日	2019年 12月11日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年 6月24日 定時株主総会	普通株式	1,286百万円	利益剰余金	17.5円	2020年 3月31日	2020年 6月25日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金・設備資金については、まず営業キャッシュ・フローで創出した資金を投入し、不足分について必要な資金を当社及び連結子会社が各々調達（主に銀行借入や社債発行）しております。また一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金には、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後12年であります。このうち一部は、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスク及び外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等における「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスク及び外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引及び金利通貨スワップを利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、部門業績報告会議に報告しております。連結子会社についても、当社のデリバティブ取引管理規程に準じて管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社は、担当部署が資金繰計画に基づき管理するとともに、定期的に当社へ報告しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（注2）参照

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	75,525	75,525	—
②受取手形及び売掛金	51,297	51,296	△ 0
③投資有価証券			
その他有価証券	19,268	19,268	—
資産計	146,091	146,090	△ 0
①支払手形及び買掛金	48,409	48,409	—
②短期借入金	10,048	10,048	—
③一年内返済予定の長期借入金	5,155	5,155	△ 0
④長期借入金	35,691	36,142	450
負債計	99,305	99,756	450
デリバティブ取引（*）	(98)	(98)	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、3,589百万円（その他有価証券で時価のある株式3,589百万円）減損処理を行っており、その他（投資有価証券評価損）として特別損失に計上しております。なお、減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

負債

①支払手形及び買掛金並びに②短期借入金

これらの時価につきましては、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③一年内返済予定の長期借入金並びに④長期借入金

これらの時価につきましては、元利金の合計額を、新規に同様の社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の社債の発行を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの : 該当するものではありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの : ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・ 支払固定	長期借入金	25,000	25,000	(*)	取引先金融機関から提示された価格によっております。
金利通貨スワップの一体処理 （振当処理・特例処理）	金利通貨スワップ取引 受取米ドル・ 支払円 受取変動・ 支払固定	長期借入金	708	708	(*)	取引先金融機関から提示された価格によっております。
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建	売掛金				先物為替相場によっております。
	米ドル		14,045	589	△ 100	
	ユーロ		2,534	716	29	
	カナダドル		15	—	1	
	円		28	—	1	
	タイバーツ		57	—	△ 0	
	人民元		1	—	0	
	買建	買掛金				
	米ドル		2,052	—	14	
	ユーロ		2,321	218	△ 43	

(*) 金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表価額（百万円）
非上場株式	2,027

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。なお、非上場株式の当連結会計年度中の売却額は8百万円であり、売却益の合計額は5百万円であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額 | 1,778円94銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 126円66銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

(鉄鋼事業の吸収分割及び子会社4社の吸収合併について)

当社は、2020年1月28日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社の素形材・エネルギー事業並びに風力発電機器保守サービスの技術部門を会社分割（簡易吸収分割）により、連結子会社である日鋼MEC株式会社（以下、日鋼MEC）に承継させると共に、日鋼MECが当社連結子会社である株式会社日鋼機械センター（以下、日鋼機械センター）、日鋼検査サービス株式会社（以下、日鋼検査サービス）および当社非連結子会社である株式会社J-Win（以下、J-Win）の3社を吸収合併しております。

概要については次のとおりです。

(1) 取引の目的を含む取引の概要

2011年3月の東日本大震災以降、世界各国のエネルギー政策見直しによる原子力発電所建設計画の中止・中断が続いたほか、地球温暖化問題を背景とした石炭火力発電所への投資抑制も進みました。これらの影響により、当社素形材・エネルギー事業の収益の柱であった原子力・火力発電所向け部材の市場縮小とそれに伴う競争の激化等から、同事業の収益力改善が課題となり、室蘭製作所を中心とする組織再編について検討を進めて参りました。

今般、当社素形材・エネルギー事業とその製造機能を担う子会社3社および風力発電機器の保守サービス機能を担う技術部門と子会社1社を対象とする再編を行い、組織の最適化、事業の再構築および一体運営による収益力向上を図り、同事業の現状規模での安定黒字体制確立を目指します。

(2) 再編の要旨

①吸収分割

(一)結合当事企業又は対象となった事業の名称およびその事業の内容

当社	素形材・エネルギー事業並びに風力発電機器保守サービスの技術部門
日鋼MEC	工場設備の据付・維持保全、各種鋳鋼品・鋼板・鋼管の製造・加工・販売ほか

(二)企業結合日

2020年4月1日

(三)企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、日鋼MECを承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）です。

②吸収合併

(一)結合当事企業又は対象となった事業の名称およびその事業の内容

日鋼MEC	工場設備の据付・維持保全、各種鋳鋼品・鋼板・鋼管の製造・加工・販売ほか
日鋼機械センター	大型鋳鍛鋼品、溶接構造物及び金型の機械加工、仕上組立ほか
日鋼検査サービス	各種鋳鍛鋼品、鋼板、溶接構造物及び産業機械の中間及び出荷検査事業ほか
J-Win	風力発電機の監視、保守、点検及び補修業務ほか

(二)企業結合日

2020年4月1日

(三)企業結合の法的形式

日鋼MECを存続会社とし、日鋼機械センター、日鋼検査サービスおよびJ-Winを消滅会社とする吸収合併方式で、日鋼機械センター、日鋼検査サービスおよびJ-Winは解散しております。

四結合後企業の名称

日鋼MECは2020年4月1日付けで商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2019年12月18日開催の取締役会決議に伴い、2020年4月1日に連結子会社である株式会社名機製作所を吸収合併しております。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社名機製作所
事業の内容	射出成形機等の製造・販売ほか

②企業結合日

2020年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社名機製作所を消滅会社とする吸収合併です。

④結合後企業の名称

株式会社日本製鋼所

⑤その他取引の概要に関する事項

株式会社名機製作所は、射出成形機を日本で初めて開発したパイオニアとして、各時代に適応した様々な製品を製造・販売してまいりました。2016年3月には株式交換の方法により当社は株式会社名機製作所を完全子会社といたしました。近年の業績は自動車関連向け的大型射出成形機を軸として堅調に推移しており、今後一層の生産能力・生産効率の向上、新製品開発の強化、営業・サービス体制の拡充を目的とし本合併を行うものであります。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

(重要な事業譲渡)

当社は2020年2月18日開催の取締役会において、ブルックハルトジャパン株式会社に当社の圧縮機事業を事業譲渡することを決議し、2020年4月17日に譲渡いたしました。

(1) 事業譲渡の概要

①分離先企業の名称

ブルックハルトジャパン株式会社

②分離した事業の内容

圧縮機事業

③事業分離を行った主な理由

圧縮機事業の資源を伸長が期待できる事業に投入し、事業拡大させるため実施するものであります。

④事業分離日

2020年4月17日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 会計処理の概要

①移転損益の金額

事業譲渡益 2,537百万円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 112百万円

資産合計 112百万円

③会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2017年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき処理を行っております。

(3) 当連結会計年度に係る損益計算書に計上されている分離した事業に係る売上の概算額

売上高 3,552百万円

(多額な資金の借入)

当社は、2020年1月28日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月31日に株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするシンジケートローン契約を下記のとおり締結し、2020年4月7日に借入を実行いたしました。

(1) 資金使途 借入金の返済、投融資資金

(2) 借入金額 10,000百万円

(3) 借入利率 固定金利

(4) 借入実行日 2020年4月7日

(5) 返済期限 2027年4月7日

(6) 返済方法 期日一括返済

(7) 担保提供 無

株主資本等変動計算書

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮特別勘 定積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	19,716	5,443	5,443	3,236	2,485	2,189	55,000	17,324	80,235
当期変動額									
新株の発行	20	20	20						
剰余金の配当			-					△ 4,227	△ 4,227
当期純利益			-					6,594	6,594
固定資産圧縮積立金の積立			-		1,133				1,133
固定資産圧縮積立金の取崩			-		△ 163			163	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩			-			△ 2,189		1,055	△ 1,133
別途積立金の積立			-				5,000	△ 5,000	-
自己株式の取得			-						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-						-
当期変動額合計	20	20	20	-	970	△ 2,189	5,000	△ 1,413	2,367
当期末残高	19,737	5,464	5,464	3,236	3,455	-	60,000	15,910	82,603

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 2,312	103,083	3,199	△ 226	2,972	106,055
当期変動額						
新株の発行		41			-	41
剰余金の配当		△ 4,227			-	△ 4,227
当期純利益		6,594			-	6,594
固定資産圧縮積立金の積立		1,133			-	1,133
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		△ 1,133			-	△ 1,133
別途積立金の積立		-			-	-
自己株式の取得	△ 0	△ 0			-	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	△ 2,190	158	△ 2,031	△ 2,031
当期変動額合計	△ 0	2,408	△ 2,190	158	△ 2,031	377
当期末残高	△ 2,312	105,491	1,008	△ 68	940	106,432

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

2-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品・仕掛品……………主として個別法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 原材料・貯蔵品……………主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2-2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）

建物及び建物附属設備については定額法、その他は定率法

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物……………6～65年

機械装置及び運搬具……………3～20年

② 無形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）・長期前払費用

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

ファイナンス・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

2-3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 完成工事補償引当金……………完成工事に係る補償に備えるため、見積額を計上しております。

④ 工事損失引当金……………当事業年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが出来る工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

⑤ 風力事業損失引当金……………風力発電機の特定の部品の不具合に対応するため、損失見込額を計上しております。

⑥ 事業再構築引当金……………風力発電機事業の再構築のために、過年度販売済みの風力発電機に関する損失見込額を計上しております。

⑦ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑧ 関係会社事業損失引当金…関係会社の事業の損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

2-4. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

2-5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益処理しております。

なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

金利通貨スワップについては、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合は一体処理（振当処理、特例処理）を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……先物為替予約

ヘッジ対象……外貨建受注工事の受取代価及び外貨建購買債務

ヘッジ手段……金利スワップ、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……円貨建て借入金及び外貨建て借入金

③ ヘッジ方針

当社は、輸出入取引に係る為替変動リスク及び資金調達に係る金利変動リスク、為替変動リスクを回避するため為替予約取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引を行っております。

そのため、実需取引を原則とし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動、キャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 174,681 百万円

(2) 偶発債務

関係会社銀行借入金等保証 2,717 百万円

従業員財形借入金保証 1 百万円

合 計 2,718 百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

① 短期金銭債権 17,181 百万円

② 長期金銭債権 2,000 百万円

③ 短期金銭債務 16,722 百万円

④ 長期金銭債務 80 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 31,849 百万円

② 仕入高 44,528 百万円

③ 営業外取引高 4,030 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式		
普通株式	74,309,108	74,332,356
合 計	74,309,108	74,332,356
自己株式		
普通株式	803,082	803,339
合 計	803,082	803,339

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年 6月21日 定時株主総会	普通株式	2,205百万円	30.0円	2019年 3月31日	2019年 6月24日
2019年 11月11日 取締役会	普通株式	2,022百万円	27.5円	2019年 9月30日	2019年 12月11日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年 6月24日 定時株主総会	普通株式	1,286百万円	利益剰余金	17.5円	2020年 3月31日	2020年 6月25日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、固定資産減損損失、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日鋼YPK商事 株式会社	所有 直接100%	製品の販売等 役員の兼任	当社機械製品等の販 売(注)	17,564	売掛金	6,059
子会社	株式会社ジャスト	所有 直接100%	製品の調達等 役員の兼任	当社製品用部品の 調達(注)	9,888	支払手形	2,827
子会社	日鋼MEC株式会社	所有 直接100%	製品の加工等 役員の兼任	設備の賃貸借(注)	848	未収入金	111
子会社	株式会社 日鋼機械センター	所有 直接100%	製品の加工等 役員の兼任	設備の賃貸借(注)	839	未収入金	158

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格・総原価等を勘案して個別に交渉のうえ決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,447 円49銭
② 1株当たり当期純利益 89 円71銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(鉄鋼事業の吸収分割及び子会社4社の吸収合併について)

当社は、2020年1月28日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社の素形材・エネルギー事業並びに風力発電機器保守サービスの技術部門を会社分割(簡易吸収分割)により、連結子会社である日鋼MEC株式会社(以下、日鋼MEC)に承継させると共に、日鋼MECが当社連結子会社である株式会社日鋼機械センター(以下、日鋼機械センター)、日鋼検査サービス株式会社(以下、日鋼検査サービス)および当社非連結子会社である株式会社J-Win(以下、J-Win)の3社を吸収合併しております。

概要については次のとおりです。

(1) 取引の目的を含む取引の概要

2011年3月の東日本大震災以降、世界各国のエネルギー政策見直しによる原子力発電所建設計画の中止・中断が続いたほか、地球温暖化問題を背景とした石炭火力発電所への投資抑制も進みました。これらの影響により、当社素形材・エネルギー事業の収益の柱であった原子力・火力発電所向け部材の市場縮小とそれに伴う競争の激化等から、同事業の収益力改善が課題となり、室蘭製作所を中心とする組織再編について検討を進めて参りました。

今般、当社素形材・エネルギー事業とその製造機能を担う子会社3社および風力発電機器の保守サービス機能を担う技術部門と子会社1社を対象とする再編を行い、組織の最適化、事業の再構築および一体運営による収益力向上を図り、同事業の現状規模での安定黒字体制確立を目指します。

(2) 再編の要旨

①吸収分割

(一)結合当事企業又は対象となった事業の名称およびその事業の内容

当社 素形材・エネルギー事業並びに風力発電機器保守サービスの技術部門
日鋼MEC 工場設備の据付・維持保全、各種鋳鋼品・鋼板・鋼管の製造・加工・販売ほか

(二)企業結合日

2020年4月1日

(三)企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、日鋼MECを承継会社とする吸収分割(簡易吸収分割)です。

②吸収合併

(一)結合当事企業又は対象となった事業の名称およびその事業の内容

日鋼MEC 工場設備の据付・維持保全、各種鋳鋼品・鋼板・鋼管の製造・加工・販売ほか
日鋼機械センター 大型鋳鍛鋼品、溶接構造物及び金型の機械加工、仕上組立ほか
日鋼検査サービス 各種鋳鍛鋼品、鋼板、溶接構造物及び産業機械の中間及び出荷検査事業ほか
J-Win 風力発電機の監視、保守、点検及び補修業務ほか

(二)企業結合日

2020年4月1日

(三)企業結合の法的形式

日鋼MECを存続会社とし、日鋼機械センター、日鋼検査サービスおよびJ-Winを消滅会社とする吸収合併方式で、日鋼機械センター、日鋼検査サービスおよびJ-Winは解散しております。

四結合後企業の名称

日鋼MECは2020年4月1日付けで商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2019年12月18日開催の取締役会決議に伴い、2020年4月1日に連結子会社である株式会社名機製作所を吸収合併しております。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社名機製作所
事業の内容 射出成形機等の製造・販売ほか

② 企業結合日

2020年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社名機製作所を消滅会社とする吸収合併です。

④ 結合後企業の名称

株式会社日本製鋼所

⑤ その他取引の概要に関する事項

株式会社名機製作所は、射出成形機を日本で初めて開発したパイオニアとして、各時代に適応した様々な製品を製造・販売してまいりました。2016年3月には株式交換の方法により当社は株式会社名機製作所を完全子会社といたしました。近年の業績は自動車関連向けの大型射出成形機を軸として堅調に推移しており、今後一層の生産能力・生産効率の向上、新製品開発の強化、営業・サービス体制の拡充を目的とし本合併を行うものであります。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

(重要な事業譲渡)

当社は2020年2月18日開催の取締役会において、ブルックハルトジャパン株式会社に当社の圧縮機事業を事業譲渡することを決議し、2020年4月17日に譲渡いたしました。

(1) 事業譲渡の概要

① 分離先企業の名称

ブルックハルトジャパン株式会社

② 分離した事業の内容

圧縮機事業

③ 事業分離を行った主な理由

圧縮機事業の資源を伸長が期待できる事業に投入し、事業拡大させるため実施するものであります。

④ 事業分離日

2020年4月17日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 会計処理の概要

① 移転損益の金額

事業譲渡益 2,537百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 112百万円

資産合計 112百万円

③ 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2017年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき処理を行っております。

(3) 当事業年度に係る損益計算書に計上されている分離した事業に係る売上の概算額

売上高 3,552百万円

(多額な資金の借入)

当社は、2020年1月28日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月31日に株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするシンジケートローン契約を下記のとおり締結し、2020年4月7日に借入を実行いたしました。

(1) 資金使途

借入金返済、投融資資金

(2) 借入金額

10,000百万円

(3) 借入利率

固定金利

(4) 借入実行日

2020年4月7日

(5) 返済期限

2027年4月7日

(6) 返済方法

期日一括返済

(7) 担保提供

無

10. その他の注記

国庫補助金により取得した資産の取得原価から控除している圧縮記帳額

建物	98 百万円
構築物	23 百万円
機械装置	891 百万円
工具・器具・備品	267 百万円
無形固定資産	19 百万円